

各種証明書の発行について

学校教育法施行規則第28条第2項に基づき、本校の各種証明書の発行については、下表のとおりとなります。

区分	卒業 証明書	成績証 明書	調査書	単位修 得証明 書
卒業後 21年未満	○	○	○	○
卒業後 21年以上	○	×	×	×

※上表の証明書が発行できない場合は、「発行不能証明書」を発行することができます。
(1通 200円)